

足立区介護保険サービスにかかる足立区独自報酬設定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第2項及び厚生労働大臣が定める指定地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（平成24年厚生労働省告示119号）に基づき、足立区において実施する地域密着型サービスに係る独自の加算（以下「独自報酬加算」という。）の基準を定める。

(対象サービス)

第2条 この要綱において対象となるサービスは次に掲げるサービスとする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(独自報酬加算の要件と報酬)

第3条 独自報酬加算の要件、報酬及び算定方法は、前条第1号及び第2号に掲げるサービスにあっては別表1、前条第3号に掲げるサービスにあっては別表2のとおりとする。

(独自報酬加算の認定)

第4条 独自報酬加算の算定を希望する事業者は、独自報酬加算に係る被保険者への加算の算定の開始を希望する月の前月末日までに、第2条第1号及び第2号に掲げるサービスを実施するものにあつては地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当届出書（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）（様式1）及び地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当届出者一覧表（様式2）により、第2条第3号に掲げるサービスを実施するものにあつては地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当届出書（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（様式3）及び地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当届出一覧表（様式2）により区長に申請し、加算の対象となる被保険者ごと又は事業所ごとに認定を受けなければならない。

2 区長は前項の届出を受け、要件に該当することを確認したときは、第2条第1号及び第2号に掲げるサービスを実施するものにあつては地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当通知書（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）（様式4）により、第2条第3号に掲げるサービスを実施するものにあつては地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当通知書（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（様式5）により、事業者に通知する。

(独自報酬加算の取下げ)

第5条 事業者は前条の規定による認定に係る被保険者が当該認定に係る事業所により提供されるサービスの利用者でなくなったとき又は前条の規定による認定を受けた事業者が第3条に規定する要件を備えなくなったときは、当該事象が生じてから10日以内に、地域密着型サービスに係る独自報酬加算取下げ届出書（様式6）により、区長に届け出なければならない。

(独自報酬加算の取消)

第6条 区長は、第4条の規定による認定に係る被保険者が当該認定に係る事業所により提供されるサービスの利用者でなくなったこと又は第4条の規定による認定を受けた事業者が第3条に規定する要件に該当しなくなったことを知ったときは、第2条第1号及び第2号に掲げるサービスを実施する事業者に対しては、地域密着型サービスにかかる独自報酬加算要件非該当通知書（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）（様式7）を、第2条第3号に掲げるサービスを実施する事業者に対しては、地域密着型サービスにかかる独自報酬加算要件非該当通知書（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（様式8）を交付する。

（独自報酬加算の返還）

第7条 区長は、第3条に規定する要件に該当しないときに事業者が独自報酬加算の算定を受けた場合は、当該算定により加算された報酬の額と同額を事業者から返還させる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則（19足福介発第1173号 平成19年9月28日 区長決定）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則（24足福介発第1914号 平成24年9月28日 区長決定）

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

付 則（26足福介発第3587号 平成27年2月13日 区長決定）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（27足福介発第3565号 平成28年3月18日 区長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則（28足福介発第2029号 平成28年9月30日 区長決定）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則（31足福介発第3306号 令和元年11月18日 区長決定）

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

付 則（2足福介発第2127号 令和2年8月31日 区長決定）

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

付 則（2足福介発第3876号 令和3年1月8日 区長決定）

1 この要綱は、令和3年1月8日から施行する。

2 この要綱施行日前に算定した独自報酬加算は、改正後の別表1及び別表2に基づいて算定したものとみなす。

付 則（2足福介発第号 令和3年2月16日 区長決定）

この要綱は、令和3年2月16日から施行する。

別表1（第3条関係）

	1	2
要件	独自報酬加算の算定を受けようとする事業者に係る事業所において提供されるサービスの利用者である被保険者が認知症高齢者かつ、厚生労働省が定める『認知症加算』の算定対象者ではないこと。	独自報酬加算の算定を受けようとする事業者に係る事業所において、専門性の高い人材が確保されていること。
要件の内容	認知症日常生活自立度Ⅰ及びⅡ（認知症加算対象者を除く）と判定された被保険者であること。	認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置していること。
報酬加算及び算定方法	1月につき要件に該当する被保険者1人あたり300単位 ただし、月の途中で第6条の規定による取り下げを行った時は、当該事由が発生した日の前日までを日割りで算定する。	1月につき当該事業所を利用する被保険者1人あたり300単位 ただし、月の途中で利用を開始、もしくは月の途中で第6条の規定による取り下げを行った時は、前者は当該事由が発生した日から、後者は当該事由が発生した日の前日までを日割りで算定する。
条件等	認知症高齢者の判定は、介護認定審査会における主治医意見書等による。	認知症介護実践リーダー研修修了証の写しを添付する。

別表2（第3条関係）

	1	2
要件	独自報酬加算の算定を受けようとする事業者に係る事業所において提供されるサービスの利用者である被保険者が独居であること。	独自報酬加算の算定を受けようとする事業者に係る事業所において、介護・医療連携推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた知識・情報の取得等について勉強会を実施すること。
要件の内容	区長の認定を受けた被保険者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合。	介護・医療連携推進会議を6ヶ月程度に1回開催すると共に地域ケア会議等で得た情報を用いて事業所内で勉強会を開催し、その実施状況を報告すること。

報酬加算及び算定方法	<p>1月につき要件に該当する被保険者1人あたり200単位</p> <p>ただし、月の途中で第6条の規定による取り下げを行った時は、当該事由が発生した日の前日までを日割りで算定する。</p>	<p>1月につき当該事業所を利用する被保険者1人あたり300単位</p> <p>ただし、月の途中で利用を開始、もしくは月の途中で第6条の規定による取り下げを行った時は、前者は当該事由が発生した日から、後者は当該事由が発生した日の前日までを日割りで算定する。</p>
条件等	<p>アセスメントにより被保険者が単身で居住していると認められる場合算定できる。なお、アセスメントの結果については、独居の被保険者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載すること。また、少なくとも月に1回、サービス提供等の際に被保険者が単身で居住している旨を確認し、その結果を記録すること。</p>	<p>介護、医療連携推進会議の議事録を開催ごとに区に提出し、併せて外部に対しても発信すること。また、勉強会等の計画を年1回作成し、区に報告すること及び勉強会等の実施状況を年1回区に報告すること。</p>